

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

**川崎市情報化推進プラン及び川崎市情報化推進プログラム
(2016-2017) の策定について**

資料 1 川崎市情報化推進プラン及び川崎市情報化推進プログラム(2016-2017)の策定について(概要)

資料 2 「川崎市情報化推進プラン（案）」に関する意見募集の実施結果について

資料 3 「川崎市情報化推進プラン」

資料 4 「川崎市情報化推進プログラム(2016-2017)」

**平成28年4月15日
総務企画局**

川崎市情報化推進プラン及び川崎市情報化推進プログラム（2016-2017）の策定について（概要）

1 川崎市情報化推進プランについて

- ・川崎市総合計画における施策目標の実現に向け、そのツールとなるICTの積極的な利活用の方向性を示すものとして策定したプラン
- ・川崎市総合計画を上位計画としたICT分野の分野別計画
- ・川崎市情報化施策の推進に関する規則第1条及び第2条第2号に掲げる「川崎市情報化基本計画」
- ・計画期間は、ICTの技術動向やICTを取り巻く社会環境がめまぐるしく変化し、10年後の将来像を予測することが困難なため、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの概ね5年間
- ・本プランの各分野における取組を情報化推進プログラムとして取りまとめ、進捗管理を行う

2 川崎市情報化推進プラン（案）の意見募集結果について

(1) 意見募集の概要

- ・意見の募集期間 平成28年2月5日（金）～平成28年3月7日（月）
- ・意見の提出方法 電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
- ・募集の周知方法 市政だより、市ホームページ、かわさき情報プラザ 各区役所市政資料コーナー 川崎市地域ポータルサイト、川崎駅河川情報表示板

(2) 結果の概要

意見提出数 7通（7件）
 内訳：インターネット6通（6件）、FAX1通（1件）、郵送0通（0件）
 持参0通（0件）

(3) パブリックコメントの意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた意見につきましては、御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するものが2件、案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するものが3件でした。

いただいた御意見の趣旨を踏まえ取組を推進することとし、プラン（案）をもって「川崎市情報化推進プラン」を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

対応区分	A	B	C	D	E	計
意見の件数	0	2	0	3	2	7

3 川崎市情報化推進プログラム（2016-2017）について

- ・推進プログラムの取組を年度ごとに進捗管理を行うことで、推進プランの各施策の取組状況を把握
- ・川崎市総合計画第1期実施計画の計画期間にあわせ、平成28(2016)年度から平成29(2017)年度の2年間の計画
- ・「川崎市情報化推進プラン」に示されている、3つの基本施策と7つの施策に分類（139項目）
- ・推進プランの各基本施策で重点的に取組を進める「重点項目」、「改修・再構築等を計画している情報化施策」、既存システムの運用管理など継続的な取組を進める「情報化施策」の3つの区分に分類

【基本施策・施策別項目数】

基本施策	施策	重点	改修・再構築	情報化施策	小計	計
基本施策1	施策1-1	4	0	13	17	60
	施策1-2	7	3	15	25	
	施策1-3	5	0	13	18	
基本施策2	施策2-1	5	0	10	15	28
	施策2-2	3	0	10	13	
基本施策3	施策3-1	8	12	27	47	51
	施策3-2	2	0	2	4	
	計	34	15	90	139	

※項目数には、再掲を含む

川崎市総合計画

成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき

めざす都市像を実現させるための情報化施策

川崎市情報化推進プラン

ICTの活用による「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現

【基本施策1】 「安心のふるさとづくり」を推進する情報化	【基本施策2】 「力強い産業都市づくり」を推進する情報化	【基本施策3】 行財政運営の「質的改革」を推進する情報化
施策1-1 参加と協働による市民自治の地域づくりの推進	施策2-1 積極的な情報発信による戦略的なシティプロモーションの推進	施策3-1 行財政運営の効率化・高度化の推進
施策1-2 便利で快適な行政サービスの提供	施策2-2 新たな産業・サービスの創出促進	施策3-2 ICTガバナンスの強化及び情報セキュリティ対策の推進
施策1-3 市民が安全・安心を享受できる都市の実現		

情報化施策の具体化

川崎市情報化推進プログラム（2016-2017）

重点施策 改修・再構築等を計画している情報化施策 情報化施策

川崎市総合計画、推進プラン、推進プログラムの体系

4 川崎市情報化推進プログラム（2016-2017）の主な重点項目

基本施策1 「安心のふるさとづくり」を推進する情報化

施策1-1 参加と協働による市民自治の地域づくりの推進

- (1-1-1) ホームページ等による「伝わる」情報発信の推進〔総務企画局〕
- (1-1-2) 行政情報のオープンデータ化の推進〔総務企画局〕
- (1-1-4) 川崎市地域包括ケアシステムポータルサイト〔健康福祉局〕

施策1-2 便利で快適な行政サービスの提供

- (1-2-1) かわさきWi-Fiの整備推進〔総務企画局〕
- (1-2-2) 「かわさきアーリ」による効果的な地域情報発信〔総務企画局〕

施策1-3 市民が安全・安心を享受できる都市の実現

- (1-3-3) デジタルサイネージを活用した防災情報提供システムの構築（モデル事業）〔環境局〕

基本施策2 「力強い産業都市づくり」を推進する情報化

施策2-1 積極的な情報発信による戦略的なシティプロモーションの推進

- (2-1-1) 都市イメージの向上を図る戦略的な情報発信〔総務企画局〕
- (2-1-2) 戰略的な観光情報の発信〔経済労働局〕
- (2-1-3) かわさきWi-Fiの整備推進（再掲）〔総務企画局〕
- (2-1-4) 「かわさきアーリ」による効果的な地域情報発信（再掲）〔総務企画局〕
- (2-1-5) ホームページ等による「伝わる」情報発信の推進（再掲）〔総務企画局〕

施策2-2 新たな産業・サービスの創出促進

- (2-2-1) 「かわさきアーリ」による効果的な地域情報発信（再掲）〔総務企画局〕
- (2-2-2) 行政情報のオープンデータ化の推進（再掲）〔総務企画局〕
- (2-2-3) デジタルサイネージを活用した防災情報提供システムの構築（モデル事業）（再掲）〔環境局〕

基本施策3 行財政運営の「質的改革」を推進する情報化

施策3-1 行財政運営の効率化・高度化の推進

- (3-1-1) 庁内インターネットシステム（文書管理、総合財務会計等）〔総務企画局〕
- (3-1-2) 庁内情報環境整備〔総務企画局〕
- (3-1-3) 総合防災情報システム等〔総務企画局〕
- (3-1-4) 市税システム〔財政局〕
- (3-1-5) 上下水道局情報環境維持管理及び整備事業〔上下水道局〕
- (3-1-6) 区役所事務サービスシステム〔市民文化局〕
- (3-1-7) 既存建築物ストック情報整備事業〔まちづくり局〕
- (3-1-8) 市立川崎病院におけるスマート化の推進〔病院局〕

施策3-2 ICTガバナンスの強化及び情報セキュリティ対策の推進

- (3-2-1) ICTガバナンスの強化〔総務企画局〕
- (3-2-2) 情報セキュリティ対策の推進〔総務企画局〕

「川崎市情報化推進プラン（案）」に関する意見募集の実施結果について

1 概要

ICT（情報通信技術）を取り巻く社会環境は、近年ではスマートフォンやタブレット端末等の普及やクラウドサービスの利用が拡大するなど大きく変化しており、本市におきましてもこうした変化に的確に対応し、情報化施策を計画的・総合的に進めていく必要があります。

このたび、川崎市総合計画に掲げる都市像の実現に向けて、ICTの効果的・積極的な活用により、更なる市民サービスの向上や行政事務の効率化を進める「川崎市情報化推進プラン（案）」をとりまとめ、市民の皆様から御意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・意見の募集期間 平成28年2月5日（金）から平成28年3月7日（月）まで
- ・意見の提出方法 電子メール（専用フォーム）、ファックス、郵送、持参
- ・募集の周知方法 市政だより、市ホームページ、かわさき情報プラザ
各区役所市政資料コーナー
川崎市地域ポータルサイト、川崎駅河川情報表示板

3 結果の概要

意見提出数	7通（7件）
内訳	インターネット 6通（6件）
	FAX 1通（1件）
	郵送 0通（0件）
	持参 0通（0件）

4 パブリックコメントの意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた意見につきましては、御意見の趣旨が案に沿ったものが2件、案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するものが3件ありました。

いただいた御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進することとし、プラン（案）をもって「川崎市情報化推進プラン」を策定します。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

対応区分	A	B	C	D	E	計
意見の件数	0	2	0	3	2	7

5 具体的な意見の内容と市の考え方

No	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	所管部署が不明確な場合に、総合的窓口から個別窓口にスムーズに情報が流れるシステムの構築を図るべきではないか。	本市では、市政一般に関するお問い合わせについては、御意見、御提案、御相談を電話やメール、FAX等でお受けする「サンキューコールかわさき」で一元的にお受けし、内容によっては、関係する部署から直接回答しているところでございます。 今後も引き続き利便性の高い行政サービスの提供を進めてまいります。	B
2	情報化とかコンピューター化が進んでいくのは理解できるが、そういう流れに付いていけない者もいるで、そういう人への配慮も忘れないでほしい。	本プランは、本市の施策目標の実現に向けたツールとなるICTの活用を効果的・積極的な利活用の方向性を示すものです。 様々な施策目標の実現に向けては、IT機器の利用が得意ではない方にも配慮した取組を進めていきます。	B
3	KAWASAKI（川崎）とKAWAIIは語感やスペリングが似ており語呂が良いので、外国人観光客誘致のプロモーション戦略の一環として、「KAWAII！KAWASAKI」キャンペーンを展開することを検討してほしい。 具体的には外国人観光客や在日外国人を対象に、川崎でかわいいと思うものを募集してSNSで発信してもらい、反応が大きかった応募者には川崎市内を巡るモデルツアへの招待や藤子・f・不二雄ミュージアムのドラえもんグッズ進呈などの賞品を出す。	本プランの施策2-1「積極的なサイプロモーションの推進」の『「市の魅力』の情報発信強化』において、SNSの特性を活かしたクチコミで川崎の話題が広がるよう取組を進めることとしており、外国人旅行客の誘致にあたりSNSの活用によるPR是有効な手段であると認識しておりますので、効果的なプロモーションの手法を検討してまいります。	D

No	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
4	外国人観光客を誘致するために、外国人観光客が観光情報を得る手段として広く利用されている、世界的な口コミサイト「トリップアドバイザー」の活用を検討して頂くことを薦める。	本プランにおいて、「施策2-1 積極的なシティプロモーションの推進」の『「市の魅力」の情報発信強化』において、SNSの特性を活かしたクチコミで川崎の話題が広がるよう取組を進めることとしており、外国人旅行客の誘致にあたりSNSの活用によるPRは有効な手段であると認識しておりますので、効果的な観光情報の発信を推進してまいります。	D
5	都市が活力と魅力を維持するためには常に一定の新陳代謝と情報発信が必要であり、そしてそれを行行政だけで効果的に行なうことは、財政上の制約や市内外へのプロモーション活動の限界等の理由で困難です。民間の中心的プレイヤーである広域集客を前提とした大規模商業施設などを、川崎市のシティプロモーション政策において積極的に位置づけて活用すべく連携を図るべきと考える。	いただいた御意見は本プランが所管する施策の対象とはなりませんが、大規模商業施設などと連携したシティプロモーションの取組は有効と考えておりますので、関係部署と共有させていただきます。	E
6	川崎市は光化学スモッグ注意報の発令時の情報提供をインターネットや防災無線の屋外スピーカーで行っているが、川崎市だけが他都市と比べて光化学スモッグが多発しているというイメージを持ってしまっている人が多い。 光化学スモッグ注意報の発令情報は川崎市だけでなく、天気予報がそうであるように関東地方各都県及び神奈川県他地域の発令情報についても広く周知すべく発信してほしい。	川崎市域に光化学スモッグ注意報が発令された場合には、いち早く市民の皆様にお知らせするため、川崎市の取組として防災無線やホームページ、メールニュースかわさきなど様々な方法で市民の皆様にお知らせしております。 また、関東地方各都県及び神奈川県他地域の発令情報は各都県のホームページやメール配信サービスで提供されておりまして、神奈川県内の発令情報につきましては本市ホームページからもリンクし、閲覧できるようにしています。 いただいた御意見は、本プランが所管する施策の対象とはなりませんが、関係部署と共有させていただきます。	E

No	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
7	情報通信技術を活用し、ゴミの投げ捨て、ゴミ放置、不法占拠、無許可占用、落書きといった迷惑行為や違反行為を、市民が見かけた場合に通報するシステムを、全市的な仕組みとして整備して頂くことを要望します。	本プランでは、「基本施策1 参加と協働による市民自治の地域づくりの推進」において「市民の参加と協働の推進」の取組を掲げており、ＩＣＴを活用した市民との情報共有や協働の取組を進めてまいります。	D